

新潟県 Web 口座振替受付サービス導入・運用業務 プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県 Web 口座振替受付サービス導入・運用業務

(2) 目的

新潟県教育委員会が徴収する授業料、入学料又は入学料相当額及び学校徴収金等並びに新潟県が賦課徴収する自動車税及び個人事業税の口座振替申込手続について、インターネット上で受け付けるサービスを導入し、申込者の利便性向上、本県の事務負担軽減及び安全かつ安定的な運用を実現することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、本業務は初期構築及び令和 9 年 3 月の運用に係る単年度分の調達であり、令和 9 年度以降の運用・保守は別途契約を予定する。

2 見積限度額（予算限度額）

	業務内容	上限額 (消費税及び地方消費税含む)	備 考
1	サービス導入業務	4,400,000 円	サービス導入費用（初期費用）
2	サービス運用業務 ※1 ・月額利用料 ・従量手数料	4,257,000 円	・令和 9 年 3 月分の月額利用料 ・従量手数料（単価契約） 予定件数 10,000 件 ※2

※1 令和 9 年 3 月 1 日よりサービス開始

※2 年間の申込見込件数 11,520 件（内訳：教育庁対象納付金 11,000 件、県税対象納付金 520 件。仕様書 6 (5) に同じ）の大部分が 3 月に集中する見込みであることを踏まえた、令和 9 年 3 月分の予定件数である。

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす法人又は企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 法人

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ プライバシーマーク認定、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証又は ISMS クラウドセキュリティ認証のいずれかを取得していること。

カ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

キ (2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

(2) 共同企業体

ア (1)アからカ(オを除く)に掲げる要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で、次の事項を定めた協定書を締結しているものであること。(1)オにあっては、共同企業体の代表者が要件を満たしていること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表構成員の名称及び権限

(オ) 各構成員の責任

(カ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(キ) 取引金融機関の名称

(ク) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(ケ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(コ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

イ 構成員の数が3者以内であること。

ウ 共同企業体は、幹事業者を選定し、幹事業者を共同企業体の代表者とする。

エ 全ての構成員が、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、説明会は行わない。本委託業務に関する質問は、以下により受け付ける。

(1) 質問の受付

ア 提出書類：別紙様式1「質問票」

イ 提出期限：令和8年8月17日(月)午後5時(必着)

ウ 提出先：下記12「担当課(問合せ先)」に同じ

エ 提出方法：電子メールで提出すること。

ファイル形式は「.docx」とし、メールの件名は「新潟県 Web 口座振替受付サービス導入・運用業務プロポーザル質問票」とすること。また、誤送信等により期限までに電子メールが届かなかった場合は、提出が無かったものとして扱うため、送信後に「12 担当課(問合せ先)」の電話番号あて送信確認の電話をすること。なお、電話での質問は受け付けない。

(2) 質問の回答

令和8年8月20日(木)までに新潟県教育庁財務課ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

・新潟県教育庁財務課 URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/>

5 参加申込書及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 別紙様式2「参加申込書」

(イ) 別紙様式3「会社概要」※会社のパンフレットを添付すること

(ウ) 別紙様式4「類似業務実績一覧表」

(エ) 県税未納が無い旨の証明書(参加申込書の提出日前3か月以内に発行されたもの。新潟県の県税の納税義務を有する者のみ提出。)

イ 提出期限：令和8年8月24日(月)午後5時(必着)

ウ 提出先：下記12「担当課(問合せ先)」に同じ

エ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年8月26日（水）までに提案資格の確認結果を電子メールで通知する。

6 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 「仕様書」及び「8 審査要領」を踏まえ、次の項目について記載すること。

- a 本業務に対する理解及び全体方針
- b 本委託業務の具体的な実施内容及び仕様適合方法
- c 申込者画面の UI・UX、スマートフォン最適化、高齢者への配慮及びアクセシビリティ
- d 管理画面の UI・UX、権限管理、誤操作防止及び操作性
- e 導入スケジュール、試験、移行及び進行管理
- f 実施体制、運用・保守体制、問い合わせ対応及び教育庁・税務課を含む責任分界
- g 個人情報保護、情報セキュリティ、監査ログ及びデータ管理
- h 障害対応、重大度区分、エスカレーション、バックアップ、復元及び災害復旧
- i クラウド又はデータセンターの構成、可用性、冗長化、監視及び外部サービスとの責任分界
- j 利用状況、エラー傾向、金融機関別統計等の分析機能及び報告方法
- k 教育庁及び税務課以外への展開を含む将来拡張性並びに拡張時の期間・費用の考え方
- l 標準保守の範囲、対象外作業、追加費用が発生する条件及び費用算定方法
- m 契約終了時のデータ提供、設定情報、移行支援及びベンダーロックイン対策
- n 運用改善、サービス品質向上及び DX 提案
- o 共同利用（教育庁・税務課）の役割分担（RACI）及び責任分界
- p 障害シナリオ別（教育庁のみ停止／県税のみ停止／金融機関障害／ゲートウェイ停止／クラウド障害／ランサムウェア等）の代替運用及び復旧手順
- q その他、本事業の目的達成に有効な自由提案（該当がある場合）

※ 追加提案又は自由提案については、期待効果、実現条件、標準機能又は個別対応の区分、導入時期、費用及びリスクを明示すること。

(イ) 企画提案書は、A4（横縦向き）版、横書き、左綴じ 25 ページ以内（表紙を除く）とし、表紙に「新潟県 Web 口座振替受付サービス導入・運用業務委託提案書」と標記し、余白に会社名又は共同企業体名を表示すること。各ページにはページ番号を振ること。

(ウ) 要件適合表（別紙様式）

別紙2「機能要件一覧」及び別紙3「非機能要件一覧」に記載する全要件について、適合状況を記載すること。

適合区分は「○（標準対応）」「△（設定変更・カスタマイズ対応）」「×（対応不可）」「－（協議事項）」とする。「△」又は「－」の場合は実現方法、前提条件及び追加費用の有無を記載すること。

イ 見積書

見積の総額及び内訳については、サービス導入費用（初期費用）、令和9年3月1日から3月31日までの1か月分のサービス月額利用料等の運用費用を明示し、できるだけ具体的に記載すること。また、標準保守に含まれる作業、対象外作業、追加費用が発生する条件、従量課金の単価及び将来拡張時の費用算定方法を明示すること。

本調達は初期構築及び令和9年3月の運用に係る単年度分である。審査の参考とするため、令和9年度以降の年度当たりのサービス運用費用及び5年程度のライフサイクルコスト（保守、更新、拡張及び移行を含む。）を参考見積として備考欄等に明示すること。（見積総額には含まない。）

なお、様式は任意であるが、見積金額、見積年月日、見積書提出先（新潟県知事 花角 英

世)、見積者の所在地、法人名及び代表者の職・氏名並びに発行責任者及び担当者の職・氏名・連絡先については必ず記載すること。

(2) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

(3) 提出期限等

ア 提出期限:令和8年8月31日(月)午後5時(必着)

イ 提出先:下記12「担当課(問合せ先)」に同じ

ウ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。)すると共に、(1)ア企画提案書(副本)のPDFデータを「12 担当課(問合せ先)」のアドレスに電子メールで提出すること。

(4) その他

ア 書類の作成に用いる言語は「日本語」、通貨は「日本円」、単位は「日本の標準時及び計量法」によるものとする。

イ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

ウ 提出期限以降の企画提案書及び見積書(以下「企画提案書等」という。)の差替え又は再提出は認めない。

エ 提出書類は返却しない。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容審査のため、提案者は、審査委員会においてプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、審査委員会が本プロポーザル協議に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

(1) 実施日等

ア 実施日:令和8年9月8日(火)予定

イ 場所:新潟県庁行政庁舎13階 1301会議室

(2) 実施方法

提案者が審査委員に対し、プレゼンテーションを実施した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を25分、審査委員による質疑を15分とする。

なお、日時の詳細については、提案者に別途通知する。

プレゼンテーションでは企画提案書等に記載した内容の範囲内で、実機、デモ環境、画面イメージ又は動画を使用することができる。ただし、企画提案書提出後に新たな提案内容を追加する資料の提出は認めない。デモ環境を使用する場合は、個人情報その他機密情報を使用しないこと。

8 審査要領

(1) 審査方法

ア (2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき審査し、各審査委員の評点合計の平均点(以下「評点平均」という。)が最も高い者を最優秀提案者と決定し、次に評点平均の高い者を次点者と決定する。

イ 評点平均が最も高い者が複数あった場合は、別表の「運用・保守及び障害対応」、「リスク管理・BCP」、「将来拡張・移行性」並びに「運用改善・DX・自由提案」の得点合計が高い者を上位とし、なお同点の場合は見積金額が最も安価であった者を最優秀提案者と決定する。次点者においても同様とする。

ウ ア及びイに関わらず、評点平均が65点未満の者は、最優秀提案者又は次点者として決定しない。

(2) 評価基準

審査項目、審査の視点及び配点は別表のとおりとし、各審査委員が130点満点で採点する。

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールで通知する。また、最優秀提案者の名称を

新潟県ホームページで公表する。

10 日程

募集公示	7月30日（木）から
質問提出期限	8月17日（月）午後5時必着
質問に対する回答	8月20日（木）まで
参加申込書提出期限	8月24日（月）午後5時必着
参加資格確認結果通知	8月26日（水）まで
企画提案書等の提出期限	8月31日（月）午後5時必着
プレゼンテーション・審査会実施	9月8日（火）予定
審査結果の通知・公表	9月9日（水）予定

11 契約の締結

県は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、1ページ目の2見積限度額（予算限度額）に定める範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

契約の締結に際しては、別紙様式6「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出することとし、提出がないときは契約を締結しない。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育委員会 財務課財務管理係

電話番号：025-280-5590

E-Mail：ngt500020@pref.niigata.lg.jp

※ 質問及び提出書類の窓口は教育委員会財務課に一元化し、県税対象納付金に関する事項は同課から税務課へ照会する。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について、県は、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく電子データの複製を作成し、審査委員等に配付することがある。
- (4) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を電子メールで提出すること。
- (5) 本募集要領に定める様式は、様式1「質問票」、様式2「参加申込書」、様式3「会社概要」、様式4「類似業務実績一覧表」、様式5「参加申込辞退書」及び様式6「暴力団等の排除に関する誓約書」とし、別冊「応募様式集」に収録する。
- (6) 失格事項 次のいずれかに該当する者は、失格とする。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、若しくは書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
 - ウ 期限後に企画提案書等を提出した者。

別表（８(2)評価基準）

審査項目	審査の視点	内 容	配点
全体方針	理解・実現性	業務目的、共同利用の特性及び仕様を十分理解し、実現可能で整合的な提案となっているか。	10
申込者の利便性	UI・UX	スマートフォン最適化、分かりやすい導線、誤入力防止、高齢者配慮及びアクセシビリティが優れているか。	15
管理業務	管理画面・権限	教育庁、学校、税務課等の権限分離、操作性、誤操作防止及び変更承認が適切か。	10
導入	体制・スケジュール	導入、試験、金融機関接続、教育庁・税務課との調整及び進行管理が具体的か。	10
運用・保守及び障害対応	運用保守	問い合わせ窓口、責任分界、P1～P3、エスカレーション、復旧及び報告体制が実効的か。	10
セキュリティ・データ	安全性・継続性	認証、権限、監査ログ、暗号化、バックアップ、復元試験及びDRが適切か。	10
クラウド・性能	構成・可用性	クラウド構成、冗長化、監視、性能設計、ブラウザ対応及び外部サービスとの責任分界が合理的か。	5
リスク管理・BCP	リスク対応力	金融機関・ゲートウェイ・通信・クラウド障害、ランサムウェア等の各シナリオへの代替運用の網羅性と実効性、片系統停止の非波及が示されているか。	5
分析・品質向上	データ活用	利用状況、完了率、エラー、金融機関別等の分析及び継続的改善方法が有用か。	5
将来拡張・移行性	将来性	対象納付金・所属追加への拡張性、標準技術、データ提供及びベンダーロックイン対策が優れているか。	10
運用改善・DX・自由提案	付加価値	事務負担軽減、問い合わせ削減、サービス品質向上又はDXに資する提案が具体的で実現性があるか。	5
実績	履行能力	類似業務の実績及び本業務を安定履行できる知見があるか。	5
見積書	費用妥当性	初期・運用・従量・標準保守・追加費用が明確で、提案内容及びライフサイクルコストが妥当か。	30
合計			130

※ 見積書の30点の配分の内25点は価格点とし、その計算方法は次のとおり。

【価格点】25点

価格点＝（最低評価価格÷各提案者の評価価格）×25点

評価価格は、提案者が見積書に記載した初期導入費用及び月額運用費用に基づき、次の算式により算定する。

評価価格＝初期導入費用＋（月額運用費用×60か月）

（注）60か月は、あくまでライフコストを反映した評価価格を算出するために設定したものであり、実際の契約月数とは無関係であることに注意すること。